

## 申請に対する処分

処分名	学校施設の使用許可
根拠法令	奄美市学校施設使用条例第2条
所管課	教育委員会総務課，生涯学習課

### 1 審査基準

何人も申請を行うことができる。

申請の方法

施設及び設備利用許可申請書（奄美市学校管理規則第22条に規定）を提出する。

許認可等の要件

学校教育に支障がない限り，社会教育その他公共の用に供し，次に該当する場合を除き許可する。

ア 建造物又は附属物を損傷するおそれのあると認めるとき。

イ 会合の内容を不相当と認めるとき。

ウ 管理に支障があると認めるとき。

（例）・教室の利用・・・各種会合等

・体育館の利用・・・各種スポーツ団体

・水泳プール・・・名瀬中学校（一般開放）

### 2 標準処理時間

1日